

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和6年2月28日
東京都

東京都生活文化スポーツ局文化振興部では、時代の変化に対応し、2040年代の東京が目指す将来像を実現するため、令和4年3月、「東京文化戦略2030」を発表し、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策をお示ししました。その「東京文化戦略2030」に基づき、多様な取組を進めています。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、個別面接を受験する必要があります。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や官公庁での派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

区分	職種・職層	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	人物像・望ましい要件	任期(※)	職	勤務場所
A	事務・主任 広報	1人	文化振興部で実施している(実施予定含む)主要なアートイベントを集約して、国内外に発信し、国内鑑賞者やインバウンドの誘致を促進する業務に関する事 (1)文化芸術イベントについて、国内外への情報発信の企画 (2)各イベント関係者と広報連携について調整 (3)企画内容について適切な委託業者の検討・発注 (4)海外向けのシティセールス、観光レップ等のインバウンドに特化した広報手法の企画 (5)海外向け広報に関する委託業者の検討・発注 (6)委託業者やイベント関係者との連絡調整 (7)上記業務の庁内調整	○民間企業等において広報・PR関連の実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上(「2 受験資格」別表主任の欄に記載の年数以上)あること。 ○企業広報やメディア対応に携わった実務経験を有すること。	・企業広報やメディア対応に関する知識を有すること。 ・英語検定準1級程度の能力を有すること。 ・海外メディア等との英語等を用いた調整経験。 ・WEBサイト構築等の知識。	令和6年5月1日(原則)から令和8年3月31日まで	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課文化政策担当	東京都庁第一本庁舎18階北側(東京都生活文化スポーツ局文化振興部)

B その他	事務・ 課長代理	1人	<p>令和7年の世界陸上・デフリンピック開催に向けてのイベント企画・進行管理及び、障害者等の芸術文化鑑賞・参画のための環境整備に関すること</p> <p>(1)社会普及に向けた施策の全体像・方向性等の企画立案</p> <p>(2)文化施設や文化事業における環境整備の企画・運営</p> <p>(3)助成事業の企画・運営</p> <p>(4)(公財)東京都歴史文化財団や庁内関係局等との連絡調整</p> <p>(5)事業に関する管理事務等</p>	<p>○民間企業や自治体等において、イベント(ジャンル不問)の企画から運営まで一貫して行う業務の実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上(「1 選考職種、採用予定人員、受験資格等」別表課長代理の欄に記載の年数以上)あること。</p> <p>○芸術文化鑑賞に関する企画・イベント等においてプロジェクトリーダー・プロジェクトマネージャーとして運営した経験が一定年数(3年以上)あること。</p> <p>○バリアフリー化や障害者等に対する情報保障、障害者等に関わる公演、障害者団体との調整など、障害者等が芸術文化に親しめる環境づくりの業務経験があること。</p>	<p>・障害特性に応じた合理的配慮の在り方や芸術文化を活用した共生社会に向けた取組みに関する幅広い知見・ネットワークを有すること。</p> <p>・上記を活かしつつ、新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること。</p> <p>・民間企業や自治体等で助成業務に係る実務経験があること。</p>	令和6年5月1日(原則)から令和8年3月31日まで	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課文化プログラム担当	東京都庁第一本庁舎18階北側(東京都生活文化スポーツ局文化振興部)
C その他	事務・ 主任	1人	<p>(1)旧朝香宮邸(庭園美術館)の保存活用計画策定に係る検討委員会の運営、調査、調整</p> <p>(2)都立美術館・博物館の収蔵資料に係る収集・保存・活用の見直し検討、規定整備、有識者会議の運営、収蔵資料の管理に係る業務</p> <p>(3)次期指定管理者の選定に係る検討、準備等</p>	<p>○民間企業、自治体等の実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上(「1 選考職種、採用予定人員、受験資格等」別表主任の欄に記載の年数以上)あり、かつ、学芸員資格を有すること。</p>	文化財保護又は美術館・博物館の管理運営に係る実務経験があること。	令和6年5月1日(原則)から令和9年3月31日まで	生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課文化施設担当	東京都庁第一本庁舎18階北側(東京都生活文化スポーツ局文化振興部)

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

- ・ 令和 6 年 3 月 31 日時点の満年齢が 65 歳の再任用職員
- ・ 教育公務員^{※1}
- ・ 東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 6 年 4 月 30 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数	
	課長代理	主任
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学（4年制の大学）の卒業 	10年以上	5年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校卒業 ・ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・ 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業 	12年以上	7年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の卒業 	14年以上	9年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（4「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	資格要件 審査	受験資格の有無についての確認
	専門性 審査	職務経験、その他申込書記載事項についての確認
	小論文	課題式（回答文字数：1,200字程度） 区分A 「これまでにあなたが広報・PR等の事業に関わってきた中で直面した課題及びその解決のために取った行動について具体的に述べた上で、その経験を活かし、東京都の職員として東京の文化振興にどのように取り組むか述べなさい。」 区分B 「これまでにあなたがプロジェクトのリーダー・マネージャーとして芸術文化鑑賞に関する企画・イベント等を運営した経験の中で直面した課題及びその解決のために取った行動について具体的に述べた上で、その経験を活かし、東京都の監督職として東京の文化振興にどのように取り組むか述べなさい。」 区分C 「これまでにあなたが文化財保護または美術館・博物館の運営等に関わってきた中で直面した課題及びその解決のために取った行動について具体的に述べた上で、その経験を活かし、東京都の職員として都立文化施設の管理運営の改善及び魅力の向上にどのように取り組むか述べなさい。」

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。


(2) 第2次選考

口述審査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述審査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

3 申込手続

受付期間	令和6年2月28日（水）午後2時から令和6年3月13日（水）午後5時まで
申込方法	【必要書類】 申込みを行う場合は、下記の応募書類をメールにて提出してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 申込書・ 職務経験調書・ 小論文

	<p>※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>※ 応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報は、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、本採用に係る事務の範囲内で利用します。</p> <p>※ 各様式については、以下ホームページからダウンロードできます。</p> <p>【URL】 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/info/0000001798.html</p>  <p>【提出先】 以下のメールアドレスに送付してください。 メールアドレス： S1121601 (at)section.metro.tokyo.jp</p> <p>※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。</p> <p>※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。</p> <p>※ 複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</p>
--	--

- ◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

5 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和6年3月18日（月曜日）まで ※第2次選考の2日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和6年3月21日（木曜日）又は同年3月22日（金曜日） ※会場：東京都庁第一本庁舎（新宿区西新宿二丁目8番1号）

最終結果通知**令和6年3月下旬**

※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

※ 電話等による可否の照会には応じません。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約347,200円
主任	5年	約284,200円

- ◎ この初任給は、令和6年1月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、5月採用の場合は13日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課管理担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階

【電話】 03 (5388) 3132 (ダイヤルイン)

【メールアドレス】 S1121601 (at) section.metro.tokyo.jp

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）直通